

会議録

| | |
|-------|---|
| 会議の名称 | 令和2年度第2回新城市市民自治会議 |
| 開催日時 | 令和2年9月24日（木）午後6時30分から |
| 開催場所 | 新城市役所 4-2会議室 (zoomオンライン形式含む) |
| 会議の次第 | 令和2年度第2回新城市市民自治会議 1 会長あいさつ 2 議題 (1)新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例施行規則について (2)新城市地域自治区制度について 3 報告 (1)若者議会中間報告会について (2)豊橋市わかば議会について 4 その他 |

1 会長あいさつ

皆さん、こんばんは。今日、第2回目の市民自治会議をよろしくお願いたします。

今日は Zoom による会議ということにしました。実は、コロナもだんだんと終息のほうに向かいつつあるように見えますが、これから秋、冬にかけてインフルエンザとの混合のような形で再発生する、拡大する可能性もあると医学会などでも言われています。そういう事態にも備えながら、いろいろとやれることを試してみようと趣旨もあったりとか、また新城市の地域性、非常に広大で分散的に住民の皆さんが暮らしてみえるという状況を考えて、今後の会議とか意思の共有を図っていく方法として、こういうやり方も経験して今後に活かしていこうという、そういう趣旨で今回、このような Zoom による会議となりました。

今日は、愛知大学豊橋校舎の私の研究室をメインにしまして、事務局をここと同じ機能をもった共同ホストという役割になってもらって、この2点で皆さんとの会議を進めていけるようにしていきたいと思います。いつものようなスムーズな展開は難しいと思いますので、皆さん、今日のところは情報の共有を中心として、そして追加でいろいろと御意見がある場合には、後日でも結構ですので御意見を出していただくような、そういうやりとりを今日はして、まずこういうスタイルについて習熟していけるようにしていきたいと思います。

それでは、限られた時間でもありますので早速始めていきたいと思います。

まず最初に、議題の(1)新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例施行規則について、こちらのほうを事務局から委員の皆様方に説明をしていただきます。では、画面を切り替えるので、少しお待ちください。

2 議題

(1)新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例施行規則について

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>それでは、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例施行規則(案)、簡単に説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>第1条の趣旨のところ、開催の方法及び運営に関し必要な事項を定めるものとするということが書かれています。</p> <p>第2条、こちらには説明会の開催ということで、公開政策討論会開催の30日前、もしくはその市長が欠けたときには10日前となりますけれども、その期日の前日までに説明会を開催するものとするということがこちらに書かれております。</p> <p>第3条は、参加の申出ということで、施行規則では、参加申出書の様式を定めております。</p> <p>第4条、こちらは議題の提案ということで、こちらもどんな様式か、だれがどんな議題を出したかということを書いていただくということになります。第3条、第4条ともこちらの参加の申出書ですとか、議題の提案書、こちらは提出があった後、速やかに公表するものとするということになっております。</p> |
|-----|--|

第5条では、実行委員会の委員の推薦ということで、公開政策討論会の実行委員会の委員にしたい者を立候補予定者は推薦することができるという規定が書かれております。その推薦できる者は3人までとするということで、これは平成29年度には、各陣営から3人ずつ出して実行委員会を構成したという実績がありますので、その3人ということになっています。

それから、第3項のところでは委員の推薦書ということで、こちらも様式を定めております。

続きまして、情報の提供ということで、こちらも公開政策討論会で議題に関する情報の提供を求められますので、情報の提供の申出書という様式を定めております。

この議題の第2項のところでは、議題を決定した日から開催の7日前までにこの提出をしなければならないということになっております。

第3項では、この申出書が提出されたときは、速やかに情報を提供するように努めなければならないということを記しております。

第4項、情報の提供は情報が記録された文書の写し等の交付により行うこととするということが記載されております。

第7条です。こちらに公開政策討論会の実行委員会のことが記されております。市長は、公平かつ公正な手続及び運営を行うために、こちらの公開政策討論会実行委員会を置くということ、それとこの実行委員会の協力を得て公開政策討論会の開催日程の事務を行うということなのです。

その事務の内容が(1)から(6)まで書かれております。説明会に関する事、公開政策討論会の議題に関する事、主宰者、主宰する者、当日のコーディネーターのような役ですけれども、その主宰する者に関する事、公開政策討論会の進行、公表ですとか広報の方法に関する事、その他市長が必要と認める事ということになっております。

3項のところでは、実行委員会の人数ですけれども、今のこの案では委員は15人以内で組織するという事になっております。確かこれまでの話し合いですと、もう少し少ないほうが話がまとまるのではないかという話もあったかと思えます。またこの人数についても御意見をいただけたらと思えます。

実行委員会の委員につきましては、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するという事、ここでは1番目に市民とあります。自治基本条例に基づく市民ということですので、住んでいる方はもちろん、通勤・通学で新城市にいられている方たちも含まれます。

2番目は学識経験を有する者ということになっております。3番目が、先ほども出てきました第5条の第1項の規定によります立候補予定者の推薦を受けた者が入ることになっています。4番目は、その他ということですのでございます。今までの話し合いでも弁護士の方というような意見もあったかと思えます。委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げないということになっております。

| | |
|-----|--|
| | <p>第8条には委員長ということで、委員長は実行員会の前の条ですね、第7条の第4項にあります市民、学識経験有する者、その他の市長が認める者のうちから委員の互選により定めることとしております。立候補予定者の推薦者は、時期的にも後で入ってくることとなりますので、最初に実行委員会が立ち上がったときにはまだいないというところで、1番、2番、4番の中から委員長を選任するということになっています。</p> <p>委員長は会務を総理して、実行委員会を代表します。それから、委員長に事故があるとき、または欠けたときにつきましては、委員長の指名する委員をあらかじめ決めて指名しておく。その者が職務を代理するということになっております。</p> <p>会議については、委員長は実行委員会を招集して、その会議の議長となります。実行委員会が必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明または意見を聞くことができるということになっております。議題に関する、例えば関係する市の職員ですとか、そういった方を呼んで、説明や意見を聞くということができるということになります。</p> <p>第10条では庶務ということで、まちづくり推進課が庶務を行います。</p> <p>第11条は、この規則に定めるもののほかは、必要な事項は市長が別に定めるという位置付けになっています。</p> <p>ざっとですけどこの規則の流れ、記載してあることを説明させていただきました。以上になります。</p> |
| 会 長 | <p>どうもありがとうございました。皆さんのお手元にも同じ資料があると思いますので、そちらのほうを御覧になりながら御意見があれば挙手をしていただいて、進めていきたいと思っております。</p> |
| 委 員 | <p>前回の会議からだいぶ内容が多く、詳しくなっていると思うのですが、ちょっと疑問に思ったことがあります。第7条の5項、委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げないということで、再任とはどういうことですか。次の選挙でもなれるということですか。4年後の選挙、あるいは亡くなった場合は1年後になるのでしょうかけれども、それはどういうことですか。</p> |
| 事務局 | <p>この1年というのは、実際に実行委員会が立ち上がったの1年ということになります。以前にスケジュールを配らせていただきました。あれは案ですが、大体3月の頭ぐらいに選挙管理委員会のほうで選挙の期日が決定されるであろう。そうしますと大体4月から実行委員会が立ち上がって、1年ということになります。その途中で立候補予定者が出てくれば、立候補予定者から推薦された方がまた入ってくる。議会のほうでも説明をしに行ったときに聞かれたのですが、基本は1年ということで、途中から入ってこられた推薦者の方は、ずれて1年ではなくて、元々の実行委員会の方と同じ任期、終わりの日が同じ日になるということです。</p> <p>もう1つ、当然4年に1回の選挙ではあるのですが、市長が欠けた場合ということも想定していかなくてはなりません。そうしますと、年</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>に1回ですとか、2回ですとか、少しはこの実行委員会の人たちに集まっていただいて、例えば今の市民の方たちはどんなことを考えているのかということ把握しながら、例えばもし欠けてしまった場合の公開政策討論会でどのような議題を出すかということも話をしたりする必要があるかなと考えております。ですので、当然1年間の任期ですけれども再任を妨げないということです。</p> |
| 委員 | <p>次の4年に向けて毎年といいますか、集まっていくということです。4年に1回こっきりでいきますと、例えば今、JCの方たちがやられていたわけですが、当然その4年の間に経験者の方が卒業されるとかということがありますので、できればそういう世代の交代というところも考えてはいるところでは。</p> |
| 事務局 | <p>ということは、常設の機関の位置付けになっていくということでしょうか。</p> <p>常設を考えております。確かに集まる機会は、選挙のない年については少ないかなとは思いますが、話し合う機会は設けていったほうがいいかなと考えております。</p> |
| 会長 | <p>そうすると、この任期を1年とするという根拠がなかなかはっきりしないというように皆さんはお考えではないかなと思って、例えば任期は1年とするのではなく、任期は3年とする、ないしは4年とする。つまり4年に1回だから、前からの準備を考えると4年というようにして、再任を妨げないというような項目はなくしていく。選挙ごとに実行委員会は立ち上がっていくという、そういう考えではダメなのかと皆さんはお考えではないか。その辺についても検討はされたのですか。</p> |
| 事務局 | <p>基本、実行委員会の委員さんたちには、一体どういう人たちがなるのかなというところも考えなくてはいけないと思っております。実際に経験者、JCのOBの方、現役の方、現役の方でも実際に経験されている方というのは本当に数少ないと見ておりますけれども、大体作業部会で話をされたときのまとめに、どういう方たちが実行委員会をやられるかといったときに、JC以外は考えられないというコメントを見た記憶があります。そうするとJCの方たちというのは、実行委員会には必ず入っていただいたほうがいいかなと思います。先ほども申しましたように任期、あそこは40歳までですから、どうしても抜けていきますので、そこは新しい方を入れていく、こうやって公開政策討論会をやってきたよという部分を引き継いでいかないといけないのかなと考えております。</p> <p>最初は確かに1年と、4年に1回のことですので1年と考えていたわけですけれども、4年にしてしまうと、いつも4年固定になってしまうのです。実行委員会は常設をしていくけれども、中身、委員さんたちは新しい人たちが入ってきたり、抜けていったりということは起こるということです。</p> |
| 会長 | <p>だから委員の任期は1年ですね。</p> |

| | |
|------------|---|
| 事務局 会 長 | <p>はい。それで再任は妨げないということです。</p> <p>わかりました。皆さん、どうでしょうか。ひとまずこういう施行規則で動いてみるということです。これは、やってみないとわからないことでもありますので。</p> |
| 委 員 | <p>ただ、J Cということを前提とされたけれども、J Cもこの政策討論会の経験者ばかりではなくて、また人数も非常に少ないので、あまりJ Cに入っていただくという前提を言わないほうがいいと僕は思いますけど、どうですか。J Cありきとなると、従来と変わらないじゃないかということになって、そういう経験をした人に入っていただくことは大いにいいと思うけれど、J Cを前提とするというふうにしてしまうと、やはりこの公開討論会というのはちょっと性格が違ってくるのではないかと思います。これは運用の問題ですから、結構です。</p> |
| 委 員 | <p>7条の4項の実行委員会の委員ですが、市民、学識経験者、先ほど言ったJ Cがたぶん学識経験者の枠に入っていればいいと思います。市民ということですが、どういう方を市民というのか。例えば市に住所をもっている、市に納税をしている、何らかの形で市にかかわる方を市民という形にするのか、他のところに住んでいても、それぐらいはいいというかたちにしていくのか、そこの区分のところが決まっていなかったような気がしますので、もし必要なら市民というところに先言った住所をもっている、職場がある、納税をしている、いろいろなものの関わりがある方を限定していくというのが本来の形だと思うのですが、そこまで市民というものに対してきっちり決めるほうが私はいいと思う。</p> |
| 委 員 | <p>前回の、前の案を見ますと、市民のところは、新城市自治基本条例第2号第2条第2項で規定する市民となっています。その次に学識経験者、これではだめなのですか、最初の案では。</p> |
| 事務局 | <p>確かに最初の案では、自治基本条例に規定する市民ということですが、そもそもこの公開政策討論会の条例が自治基本条例に定められているのです。その下に公開政策討論会の条例がつけられていて、その下に今のこの規則があるものですから、大元は自治基本条例だということで、うちの法務係のほうからは、この規則で定める市民というのは、大元の自治基本条例の市民であるという理解をしているということで、ここには市民としか書かれていない。</p> <p>条例のほうもそうですけれども、条例も規則もですけれども、それぞれの条項、規定についての逐条の解説をつくっておきまして、そこでお示しをしたいと思います。</p> <p>自治基本条例も逐条解説をホームページのほうに載せておりますけれども、同じように公開政策討論会の関係も逐条解説で載せていきたいと考えております。そういう意味ですよということ。</p> |
| 委 員 | <p>確認ですが、第7条第3項に委員15人以内で組織する。ただし2項第3号に掲げる者についてはこの限りではないということは、この15人の中に</p> |

| | |
|------------------|---|
| 事務局 委員 | <p>は含まれないということによろしいですよ。</p> <p>立候補者が推薦する者は、この15人の中には含まれておりません。</p> <p>そうすると、最大18人になるということですよ。最大じゃないんだ。何人かわからないわけだね。たくさん立候補者が出れば多くなるということになるわけですね。わかりました。</p> |
| 事務局 委員 | <p>先ほどの市民の定義についての話ですが、基本的にこれでいいのですが、議論として、選挙に関わるものなので、選挙自体は、日本国民であり、住所を有していないと出来ないのですよ。ここら辺との絡みで議会において質問が出そうな気がするのですが、その辺をこの中に規定として入れたほうがいいのかどうかというのは、市役所内で議論しておいたほうがいいのではないかなと私は思います。</p> |
| 事務局 委員 | <p>最終的には選挙に行きつくのですけれども、公開政策討論会に例えば参加する市民で見ますと、必ずしも選挙権をもつ人ばかりではなくても参加できますので、あくまで選挙運動でもないです。</p> <p>そういう議論が起こり得るので、ある程度、こういう大きな、市民に開かれたものなのだと。そこからいろいろなまちづくりに対してのことを議論していく、こういう討論会なのだとということをやっぱりしていかないと、議員の質疑に答えていくような。</p> |
| 事務局 会長 事務局 | <p>6月議会の本会議でその辺の議会との話し合いはされております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ひとつ、前回の市民自治会議のときにもちらっと話があったのですけれども、この実行委員会の委員さんに謝礼等が必要かどうかという話がありました。これまでこの市民自治会議の中では、事務局からの提案ということもあって無報酬という形で進んでいたと思います。この間、議員さんたちにも御意見を伺ったのですけれども、議員さんたちの中でもちょっと割れている。「いろいろ大変なこともあるでしょうから、やっぱり謝礼ぐらいは出したい」という意見と「いやいや、無報酬のほうがいい」というような意見がございました。</p> |
| 委員 | <p>今のところ事務局としては無報酬を考えておりますけれども、市民自治会議の皆さんの意見をいただけたらと思います。</p> <p>報酬は出してもいいのかなと思っているのですけれども、基本的には第7条第4項の1号、2号、4号に該当する者だけでいいのかなとは思いません。</p> |
| 委員 | <p>私もそれでいいと思うのです。他の委員会もありまして、そこの整合をとった場合も、ない委員会もあるのですけれども、ちゃんと報酬について定めたもの、無償だと何も規定に入れなくてもよくなるのですけれども、こういう幾らというのを入れると議会に出たりしますので、それは入れたほうがいいのではないかなと私は思います。</p> |
| 委員 | <p>先ほど〇〇さんがおっしゃった1号の市民の方、2号の方、4号の方が報酬をもらって、3号の立候補の推薦関係者はいらないと思います。やっ</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ぱりボランティアでやるというのは責任関係が曖昧になりますので、市の委員会としてやりますので、ある程度は報酬は必要ではないかと思いません。</p> |
| 委 員 | <p>私はあまりよくイメージができていないのですが、報酬をもらわずにボランティアでやるというのは限界があるかなと思うので、あったほうが良いと思います。</p> |
| 委 員 | <p>私はいらなかなと思っていました。確かに責任、お金、報酬をきちんといただくと責任は生まれるかなと思うのですが、実行委員会の中で推薦を受けた人だけもらえないとなってしまうと差が生まれて、なんでもらえないのかとか、なったらまた面倒くさいかなと思うので、なしに。そうやって立候補する人は、責任感をもってちゃんとやってくれる人かなと個人的には思っていたので、報酬なくても責任を全うしてくれるのではないかなと思うので、いらなかなと私は思いました。</p> |
| 会 長 | <p>ここで事務局に確認したいのですが、報酬の定義を正確にお話ししていただけますか。正確に報酬でいいのか。報酬を出すと出さない場合に、委員の市の中での位置づけ。つまり第7条では、実行委員会を常設する中で、そこで第2項で実行委員を設けると書いてあるのです。実行委員会の協力を得て行うということで、そうするとまず報酬のある、なしで委員というのはどういう位置づけ、名称というか、役職になるのでしょうか、ならないのでしょうか、その点。それから報酬の内容、これはどういうことになるのか。事務局が今、考えているもので結構ですので、皆さんに説明いただけますか。お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報酬という言葉もありますが、報償費、謝礼という位置づけです。この実行委員会は、市民まちづくり集会の実行委員会と同じような位置づけで考えております。この市民自治会議ですと、市長から委嘱された附属機関の委員ということになってきます。附属機関の委員ですと報酬を支払わなければならないのですが、附属機関は意思を決定していくというところがありますが、実行委員会のほうでは、あくまでも規定のほう、規則のほう、条例もそうですけれども、そちらに書いてありますように市長が決定していくものになっていきます。実行委員会では意見を出していただいて、最終的には市がこの御意見を尊重して決定していくということで、懇話会というように言われておりますが、意見を市民の方たちから聞く機関という位置づけになっております。</p> |
| 会 長 | <p>皆さん、そういう位置づけだということ。重要な仕事ではあるけれども、ここの実行委員会で何かしら決定していくというよりも、決定権者である市長に対して提言をするという、そういう役割になりますね。</p> |
| 事務局 | <p>はい。実行委員会の皆さんの意見を尊重してということです。市民まちづくり集会と同じです。</p> |
| 会 長 | <p>特にこの第2項のところで、市長は公開政策討論会の開催に必要な事務のうち、次に掲げるものについては実行委員会の協力を得て行うというこ</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>事務局 会 長</p> | <p>とですので、実行委員会はこのことについて1から6にあたって議論をして、そして市長の決定に極力協力をしていくということを求められる、そういう場であるということです。</p> <p>そうすると、附属機関のように非常勤の公務員というような位置付けとか、そういう何か役職のような形が実行委員会にはつくのですか。特にないのですか。事務局、お願いします。</p> <p>附属機関ではないです。</p> <p>ですから、特別な役職はない。手当というのはあるべきだとか。この中には交通費は入っていますか。この実行委員会。手当というのではなくて、日当とかではなくて。交通費ぐらいは入るの。</p> |
| <p>事務局 会 長</p> | <p>そのような議論もあります。報償費はないけれども、交通費ぐらいは出したほうが良いという意見もありますので、そこが非常に悩ましいところ</p> <p>です。</p> <p>そこは皆さんの意見を聞いて、今後総合的に判断したいということですよ。若い世代の方にとっては。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>元々J Cが行っていた活動というのもあって、J Cは元々自分で会費を払って、そのお金で運営していくというのがあるので、それと同じような感覚でいるのであれば、特別な報酬、手当的なものは必要ないかなと思います。本当にやりたくてとか、市をよくしていきたいとか、選挙についてしっかり考えたいという思いがある人であれば、特別な報酬はいらないのかな。交通費ぐらいは、家からの距離とかもあったりするので、多少はあったらうれしいですけど、そこまでしっかりしたものはいらないのかと思います。</p> <p>あと任期が1年なので、実際に行われる年は頻りに回数はあるけれども、そうではない年は少ないとなると、そこまで報酬とかをしっかりと考えなくても、ちゃんと意思をつないでいく形が出来るのであれば、別にそこはいらないのかなと私は思います。</p> |
| <p>委 員</p> <p>事務局</p> | <p>さっきの話のところで、市民自治会議等は附属機関だということで、非常勤の公務員扱いになるということがあると思うのですけれども、もし仮に選挙の委員会に対して報酬を払う場合は、どういう条例とか、そういうもののバックグラウンドを受けて払うことになるのかということと、もし仮にそういったものがあつた場合に、さっき僕が言った第3項のみは払わなくていいのではないかという話をしたと思うのですけれども、そこでの差別化というのが可能なかどうかということを知りたいと思います。</p> <p>例えば謝礼等を払うということになりますと、これも規則の下にまたつくっていくのかなということを今、考えております。</p> <p>まちづくり集会の実行委員会にも謝礼のほうをお支払いしておりますが、規則の中には特に規定がないので、別に定めています。</p> <p>差別化のことについてということで、そこまでの、事務局としては先ほど来、言っておりますように今まではこれまでの議論を踏まえての無報酬</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>委員 事務局</p> | <p>というところを考えていますので、推薦者だけを除くと、そういう意見もあるなと思ってはおりましたが、特にこちらで議論が出来ていないです。もし払うのであれば、全体に払うのかなというぐらいの感覚でおりました。</p> <p>全員に払うか、払わないかのどちらかという解釈でいいですか。</p> <p>特にこの推薦された者には払わないとかという、そういう決めをもって いるわけではなくて、それこそ推薦者に払わないとするならば、なぜ払わないのかというところを考えて示さないといけないと考えております。今の段階では、払うなら払うし、払わないなら払わないぐらいの感覚でいるところでは。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>従来の J C が自主的にやってきたこととは違って、これは自治基本条例に定めた重要な仕事になります。必ずやり遂げていかなければならないというミッションをもってやっていくことになるので、しかも結構な長丁場ということも考えていくと、そのあたりどうなのかなということをお皆さん、率直に自分の思うところを言っていただければいいと思います。何かこの関係のことで少し情報が欲しいということであれば、事務局に言っていただければいいと思います。むしろ皆さんのお考えは、自分はこう思うと言っていたほうが、全然かまわないので、そのほうがいいと思います。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>仕事量によってやっぱり報償費は出すべきだと思います。最初の議論の中で、常設の組織のような形になった場合に、例えば4年間の最初の1、2年はある意味勉強する、準備する期間だと思えば、公開討論会準備委員会という仕事量でしたら私は無償でもいいと思うのですが、実際に選挙に近くなって実務をやる形になった場合は、本委員会、準備委員会ではない形にレベルアップしますので、仕事量も増えますので、そこに対しては、やっぱり報償費は出すべきだと私は思います。</p> <p>立候補者があって、実際に動き出すから、その委員会をつくるのなら、そのときから始めればいいのだけれど、長丁場でずっと、ある意味常設委員会ですか、そういう委員会をつくるという準備段階なところは勉強する形ですから、それは無償というような色分けというのもひとつのやり方かな。そういう形で募集をしないと、来た方はやっぱり思いが違ふと思うのです。私もいろいろボランティアをやってきましたけれども、ボランティアをやったことに対する評価は称赞とかそういう面と、やはり報償費とかそういう実際のものでも評価してもらおうというのも、そんなに過大な金額ではないので、ひとつの評価として考える方もあるので、そのところはやっていただく内容で2つに分けるのもひとつ考え方かなと思いました。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>責任をもって成し遂げるという気持ちがありますので、だからやはり報償は出すべきだと思います。そうでないと、どうでもいいわという気持ちになったらぐしゃぐしゃになってしまう。だれが責任をとるのか、そこを</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>委 員 事務局</p> | <p>考えてもらいたいと思います。</p> <p>質問ですけれども、実行委員の方たちは、選挙がない期間というのは、具体的にどういう活動をするのですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>今、考えている部分では、公開政策討論会を、当然市長が欠けたときには50日以内に開催しなくてはいけないということになっていますので、そのことを想定した動きをしていかないといけないということで、先ほども申しましたように市民がどういったものを、例えば議題として挙げているか、どういったことに関心があるかというところは探っていないといけないのかなと考えております。</p> <p>先ほど言われましたとおり、内容にもよるというところですが、先ほど言われた準備委員会、勉強会のような形になるのかなと思っております。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>今の質問は、おそらく選挙の期間、告示後の期間とその前の期間と一緒にしてはいけないと思っていますね。ですので、告示後、選挙期間の前にこれはやるので、選挙運動ではないのです。前の第1回市民自治会議でもお話ししましたように、これは市民の知る権利です。届出をしてから候補者になるものですから、まだ正式には届出ていないのです。そういった方たちがどういう人となりかを我々は知りたい、見たい、聞きたいというための会です。その討論会で聞くことによって知るわけですから、それを運営する委員という位置付けだけなのです。だから、特別なものがあるわけではなく、市民まちづくり集会というのがあるのですけれども、我々市民が、公設公営で今後候補者となろうとする方の人となりを知るという場というような位置付けでお考えいただければいいのかなと。そういう単なる実行委員会だよ。我々が知りたいための実行委員会ということで、そういう御質問かなと思いました。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>今の質問は、この実行委員会が、今のようにあくまでも告示前の政治活動、立候補をしたいと考えている、市長に立候補しようと考えている人たちの政治活動、これを皆さんに、複数いる場合に設けて、そして市民の人たちが、この人は市長になったらどういことをやるのだろうとすることを知ってもらうための場づくり、あるいは機会づくりをやっていこうというのが実行委員会です。</p> <p>そうすると、それは、この間も話し合ったのですが、もう一度おさらいなのですが、いつぐらいに実行委員会が立ち上げられて、その後、実際に先ほどの第4条の3、立候補予定者の推薦を受けたものが入ってくる前の段階で、どんな仕事をするのか。これを極々簡単でいいですので、おさらいのつもりで説明していただけると、余計にイメージがわかりやすくなるかなという気がしますが、どうでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>推薦委員さんが入ってくる前ということですので、選挙の期日が決まりまして、そこから立候補予定者の方たちに対する説明会をしていくということで、説明会の段取りといいますか、どういったことを説明していくかということをお話し合ってくださいし、公開政策討論会の実際の運営の</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>ことについて、当日どのような運営の仕方をしていくのか。前回のようなコーディネーターを回していくようなやり方をするのか、一問一答形式にするのか、ということ話し合っていくことになると思います。</p> <p>今の段階でいきますと、3月に選挙期日が決まると4月から動き出すということになります。説明会の開催については、今、想定しているものでは、前回お示ししました字の小さかったスケジュールに沿って話をしておりますが、説明会を8月下旬ぐらいに行う。当然4月からその間については、説明会の開催に向けての準備となります。それから、9月上旬からは推薦委員さんも入ってきますので、ここからは公開政策討論会の議題の決定というところにもなってきますし、当日の運営の仕方、これは推薦委員さんたちの意見を聞きながらどういうふうに行っていくかということ合意形成を図りながら行っていきます。あとは、決定したのものについては、事務局が庶務を行うわけですが、決まったものを当然、公表していかなければならない。それで、公開政策討論会当日を迎えていくという、ざっくりですがそういう流れになります。</p> <p>今のように4月から大変あわただしい仕事が始まっていくよということです。実際の回数とかは定められてはいないのだけれども、初めてのことでもあるので、相当みんなで顔を合わせて準備をしていくことが多くなるというような説明をしていただきました。</p> <p>今のようなスケジュール、補足説明をいただきました。その上で追加で謝礼のこと、あるいは交通費についてのこと、御意見があればお話ししていただいて、なければ先に進みたいと思います。</p> <p>もしここで言い足りなかったこととか追加の御意見とかがありましたら、事務局のほうへメール、あるいは直接でも結構ですので意見をお寄せください。よろしいでしょうか。</p> <p>それを参考にして、今のところについてはまとめていきたいと思えます。事務局、皆さんの意見が集まった段階で私と〇〇さんも入って、どういう意見があったのかということちゃんと検証して、皆さんの意見の取りまとめを責任をもってやりますので、ぜひ御提案ください。それでは、この議題については終了したいと思います。</p> <p>次の議題です。次は、地域協議会のほうでしょうか。地域協議会委員構成経過一覧をここに出了したので、事務局から説明をお願いします。</p> |
|------------|--|

(2)新城市地域自治区制度について

| | |
|--------------|---|
| <p>自治振興課</p> | <p>よろしくお願いたします。それでは、資料の説明をさせていただきます。地域協議会委員の構成経過一覧です。上段の一番左側を御覧ください。この表の見方ですけれども、上から新城から作手まで10地区が書いてあります。左から区長、副区長が何名か、以外というのはそれ以外の方。合計。その次の割合というのが、区長さんの割合、それがパーセンテージで書いてあります。その次がうち女性。一番右側が女性の割合という表に</p> |
|--------------|---|

なっています。

この表は、平成25年度から一番下段の右側、令和2年度の表となっています。令和元年度と令和2年度の表が多くなっているのは、うち若者ということで、29歳以下の若者がどれだけいるかわかるようになっていています。これを見ますと、令和元年度と令和2年度に舟着地区と八名地区で若者が参加しています。このうち舟着地区の若者は、若者議会で経験された方があります。

続きまして、別紙1 地域活動交付金事業の説明をさせていただきます。この表は、上段が令和元年度、下段が平成30年度ということになっています。令和2年度がないのは、この資料を出した8月の段階でまだ地域活動交付金の審査が終わっていなかったものですから、令和元年度、平成30年度ということで皆さんにお示しさせていただきました。

この表の見方ですが、上の令和元年度を御覧ください。左から地域協議会名、2番目に募集期間、3列目が審査会の日、4列目が申請額（1件の上限）、補助率、その次の欄が配当予算額、その次の欄が採択、その次の欄が不採択、その次が交付決定額、最後の差引額というのは、それぞれの地域協議会の配当予算額と交付決定額の差であります。

この表を見ていただきますと、左から3列目を御覧ください。審査会の日程のところを見ていただきますと、八名の地域協議会と鳳来北西部地域協議会、それと作手地域協議会の審査会の日が、2月23日、3月10日、3月10日となっていて、前年度審査ということになります。前年度審査したところに関しましては、活動団体が4月から活動に入れるということでもあります。

続きまして、別紙2をお願いいたします。こちらは、今の地域活動交付金の実績であります。これは、令和元年度のものになります。この1枚目、全体というのは、新城地区から作手地区の全体の一覧が記してあります。それぞれ10地域自治区の実績をそれぞれ載せております。この表の見方ですが、上から地域活動交付金の予算額に対しまして、第1次が14件あって362万6,000円、不採択がそのうち1件あったということがわかるものであります。そして、その下には①番から⑦番まで分類してあります。こういった①番生活環境の改善、景観づくり、環境保全を図るものから⑦番地域活動拠点の整備により地域活動の活性化を図るものということで分けてあります。その下に今年度の地域活動交付金審査等での課題と対応が書いてあります。

新城地域自治区は、今年度、公民館の備品整備として椅子の購入という事業が、3団体から挙げられた。内容はほぼ変わらず、椅子の品質や価格で判断をせざるを得ず、交付金の審査に困った。その対応といたしまして、公民館の備品整備につきましては、地域自治区予算の補助事業として実施している地域もあるため、今後、地域協議会において交付金事業の申請要件について検討していくと、こういうことになりました。

続いて、次のページを御覧ください。こちらには、活動交付金の分類ということで、先ほどの上の7つが分類で、それぞれ1番から14番までこういった申請団体、活動が挙げられたということがわかるものとなっています。

こちらは、千郷地域自治区になります。千郷地域自治区につきましては、上のほうは省略させていただきまして、真ん中の地域活動交付金審査等での課題と対応から説明をさせていただきます。

千郷地域自治区は駆け込み申請の防止ということで、適正な審査資料とするための書類作成が困難である。その対応といたしまして、継続団体への申請勧奨を前年度に実施。2つ目としまして、2週間前までに事前相談を受けていない団体は断ると、こういう対応をしたということになりました。続きまして、事前勉強会における申請事業の理解向上と委員のまちづくりに対する当事者意識ということで、課題は、申請団体への活動内容批判だとか、採点のばらつきだとか、事業申請の理解不足というものがあったということでありました。その対応といたしまして、活動をする必要がある理由を委員が認識するためのワークショップを開催するというのと、活動内容が一目でわかるためにも様式1の活動目的や本年度の内容から委員が読み取れるものとするという対応をした。最後に審査時間の短縮ということで、委員離席回数増加、事前質問に対する回答のみで時間が取られてしまうという課題がありました。その対応といたしまして、質疑応答のみ時間とする。様式1（目的と本年度の事業内容）がしっかり記入されていれば傍聴者用資料でも活動内容が理解できるということでありました。

その他、地域協議会で課題となっていることが、その下に書いてあります。地域活動団体の構成員の高齢化というのが課題となっております。今後の活動を継続していくための担い手が育成されていないのではないかと、そういった意見がありました。続きまして、自主財源での活動にシフトチェンジということで、活動そのものの財源が本交付金頼りとなってしまっている活動団体があった。自主財源での活動が可能となるよう団体にも検討を促したということでありました。3つ目が、申請を躊躇ということで、千郷地域では過去に本交付金事業による問題が発生しております。このことが引き金となり一部の団体が交付金を活用することをやめてしまったということがあった。また、新規に申請しようとしている団体が申請することに対し、過剰に慎重になり躊躇してしまっているということが課題として地域協議会の皆さんがおっしゃっていました。

続きまして、こちらは東郷地域自治区です。今年度の活動交付金申請等での課題ということで、1番、どうしたら若者や新規団体がもっと活動交付金を活用してくれるようになるかというのが課題として挙げられました。地域協議会において、様々な観点から意見出しを行い、来年度の方針を検討中ということでありました。2番目といたしまして、活動団体の実績確認方法というのがありました。委員が団体の活動内容を見にいたり、

東郷独自の成果報告会を開催するなど、地域協議会で検討しております。

その下の地域協議会で課題となっていることですが、地域計画の検討ということと地域協議会の委員の構成の見直しが必要ではないかということが課題として挙げられております。

今度は舟着地域自治区です。今年度の地域活動交付金審査等での課題ということで、地域協議会ごとに決定することができる募集内容や審査内容について、現行を舟着ルールとして、毎年検討しなくてもよいのではないかという意見がありました。毎年アンケートを実施し、その結果を基に地域協議会で検討しているけれども、今後は、異論がない限り現行のままのルールで、変更しないことでやっていきたいということで意見がありました。

こちらは、八名地域自治区です。八名地域の地域活動交付金の審査での課題ですが、こちらは、審査会での質疑応答をスムーズに行いたいという意見がありました。勉強会でまとめた疑問点を審査会の前に申請団体へ伝え、その回答を盛り込んでプレゼンなどをしてもらったということでもあります。その下の地域協議会で課題となっていることでもあります。地域活動交付金の審査基準について、10万円未満の事業については、審査会での説明を省略できるが、質疑応答には出席していただくこととして、検討中ということで、これはほかの地域協議会でやっている例を参考に、こうしたらいいのではないかという意見が出たということでもあります。

これは、鳳来中部地域自治区であります。鳳来中部地区に関しては、真ん中、活動交付金審査等での課題はございませんでしたが、下の地域協議会で課題となっているということで、地域協議会の委員及び会長、副会長の選出方法の見直し、これが必要ではないかというのが地域協議会の中で言われております。

こちらは、鳳来南部地域自治区です。鳳来南部地域は、真ん中、今年度の地域活動交付金審査での課題ですが、活動団体が多く、活動が盛んではあるけれども、鳳来南部地区の予算が130万余りということではほかよりも少なく、申請団体も固定されつつあるため、各申請団体とも遠慮がちな申請となり、新規の申請も出にくい雰囲気がつくられてしまっているのではと危惧しているということでもあります。その対応策といたしまして、さらなる地域の課題解決や活性化の広がりを生んでいくためには、常連の団体に自立を促すような審査方法や採点方法を考えていく必要があるということでもあります。その他地域協議会で課題となっていることはありません。

こちらは、鳳来東部地域自治区になります。鳳来東部地域自治区は、真ん中のところ、今年度の地域活動交付金審査等での課題は、長期継続の団体について、事業継続の必要性に対する疑問や自立に向けた取り組みを求める意見がありました。その対応といたしまして、同一団体が長期にわたり事業を行う場合に、過去の事業検証や継続の必要性等、何かしらの基準

を設けて審査するなどの対応が必要ではないか、これが検討事項ということでありました。

鳳来北西部地域自治区です。鳳来北西部地域自治区の地域活動交付金の課題は、近年、1次募集に応募が少ないということがあります。ここ数年は、1次募集の応募が少なく、追加募集をしている。申請側としては、追加募集のほうが通りやすいだとか、どうせ追加募集があるから1次に出さなくてもよいなどの考えがあるのではとの意見がありました。その対応といたしまして、原則追加募集は行わないこととし、募集チラシにその旨掲載することといたしました。ただし、行わないと決定したわけではなく、あまりにも最初の募集で応募がなかった場合は、地域協議会で検討することとしております。

作手地域自治区であります。作手地域自治区は、課題ですけれども、真ん中に駆け込み申請、最終日に駆け込みで出してくるということでもあります。ほとんどの団体が募集期間の最終日付近に申請してきている。このため、事務局での確認、団体による申請書の手直し期間が極端に短い。委員の勉強会前に、申請書の写しを委員に送付しなければならないので、事務局、申請団体とも負担となる結果となっている。対応策といたしまして、事前相談を必須として、手直しのない申請・受理の体制をつくるということでもあります。

その他地域協議会で課題となっていることは、地域活動交付金を前年度審査としたことにより、活用団体は4月からの活動が対象となること、地域協議会も4月から地域自治区予算事業の検討に入れることがメリットとなっている。しかし、2次募集を行う場合、勉強会、審査会と2回の地域協議会を開催しなければならない、地域自治区予算の検討に支障が出る。また、2次募集を見込んでいる団体もみられるため、地域活動交付金の2次募集の考え方について検討が必要であるということでありました。

続いて、別紙3をお願いいたします。別紙3は、A3の横書きの表であります。こちらは今の活動交付金の活用の分類の一覧表であります。①番から⑦番までの分類で、それぞれの地域協議会ごとの活動団体の金額が載っているものであります。

別紙4をお願いいたします。こちらは地域活動交付金ではなく、地域自治区予算事業の関係であります。この表の見方ですけれども、左から、それぞれ地域自治区名が書いてあります。その横に地域自治区の予算額ということが書いてある。この地域自治区予算は、全体で7,000万円の予算があるうちの10地区で6,786万9,000円が予算化されています。

その次の欄は、それぞれの事業区分と主な事業ということで、この自治区予算の主な事業について書いてあります。右側に活字で書いてあるところが、新規及び注目事業ということで、新城の地域自治区ではこども見守り事業、にぎわい創出事業（まちなか映画祭）、あとは高齢者の日常生活支援事業ということでお助け支援、そういったものをおこなっております。

| | |
|-------|--|
| | <p>千郷地域自治区では、地域の足の確保検討事業、地域景観向上事業、歴史遺産の整備事業、welcome ボード設置事業などを考えています。</p> <p>東郷地域自治区では、東郷PR事業、多世代交流事業、移住定住促進事業、地域交通検討事業、スポーツバイク普及推進事業等があります。</p> <p>あと舟着から作手地区までこちらに書いてあるので見てください。</p> <p>以上で資料の説明を終わらせていただきます。</p> <p>前回のときに、新城の地域自治区制度について事務局のほうから説明させていただきました。もう一度おさらいですけれども、地域自治というのは、政治主導でも行政主導でもなく、地域の皆さんが生活者の目線で本当の課題を見つけて、自ら解決していくということでもあります。ですので、行政側から強制されて行うとかそういったものではなく、あくまでも地域で考えて、これを行うということが信念でありますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございます。今回、地域自治区制度についてということで、新城の地域自治区制度の運営状況、この概要をまずは御紹介しました。皆さんに今、見ていただいて、この説明の中でもう少し詳しく知りたいことだとか、疑問に思うことなどを聞いていただければと思います。</p> |
| 委 員 | <p>今回こういう説明をいただいたのは、市長からの諮問内容の一つに、新たな地域自治区制度のあり方というのが果たしてあるかどうか。新たな地域自治区制度に向けて、運用の仕方であるとか、あるいは制度改革の課題であるとか、このあたりを皆さんに御検討いただくためにまずは現状を知っていただくということなので、今日ここで何か結論を出す必要は全くありません。新城の現状の制度について、今、説明をしましたので、これについて何か疑問があること、あるいは知りたいこと、こういったことをまず今日は出していただくということによろしいかと思えます。</p> |
| 自治振興課 | <p>別紙1を見ると、配当予算額から交付決定額、差引額とあって、舟着地域自治区は配当予算額を毎年まるっと100%使っているのです。一方で50%以上残っているところもありまして、応募が少なかったから余ったという考え方もできるのですけれども、審査基準みたいなものがすべての地域自治区に画一的なものがあるかどうかということが知りたいのですけれども、そこのところはどうでしょうか。</p> |
| 会 長 | <p>審査基準につきましては、それぞれの地域協議会のほうで決めています。ほとんど基準は同じような内容となっています。ただ、これを見ていただくと、私も先ほど説明が少なかったのですけれども、千郷地域協議会、東郷地域協議会が少なくなっております。東郷地域協議会におかれましては、新規団体が少ないということが課題ということで、地域協議会の委員さんが直接、地域活動交付金を利用しないかというような口利きでいろいろなところを回って、少しでも増やそうということで努力をされています。</p> <p>もしよければ共通する審査の基準、交付するかどうかの審査基準を皆さ</p> |

| | |
|-------|---|
| 自治振興課 | <p>んに紹介していただいてもいいですか。</p> <p>基本は5項目で、5点満点で、舟着地域自治区は3点満点、それぞれのところで、こういった項目に対して何点、こういった項目に対して何点と、そうやって決めていく。</p> |
| 会 長 | <p>〇〇さんの地域自治区の事例で結構ですから、どういう分野、あるいはどういうことについて皆さんに配分をするか、検討しているか、審査しているか、少し補足してもらっていいですか。</p> |
| 委 員 | <p>地域活動交付金のときに申請団体が審査会をやるのです。そのときに細かい審査基準というのか、点数をつけるわけですがけれども、1つの項目について5点満点、10項目あったかな。</p> <p>50点満点みたいな感じで採点をするのですがけれども、その項目に合っているかということで、それぞれ1項目5点満点で点数をつけて、合計を出す。一つ一つについては細かい項目になっています。</p> <p>申請するときこういう団体が申請できるということで、例えば年齢制限だったり、何歳以上が何人いるとか、この地域で活動しているとかそれぐらいの基準で、団体が申請するときの基準はそれほど厳しくないと思います。ただ、審査会の際の申請で点数をつけるときは、そういう細かい基準になります。だから、申請するには気軽と言ってはおかしいですがけれども、それほど敷居は高くないと私は思っています。</p> |
| 会 長 | <p>応募団体の基準はそれほど細かくはないけれども、活動の申請をする際には、一定の基準があって、それが10項目ぐらいあるということを今、説明いただきました。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。この点について資料をみんなで共有して、今後、検討していきましょう。</p> |
| 委 員 | <p>残予算というのがありますね。残りのお金というのは、これは次年度に回すのか。</p> |
| 自治振興課 | <p>今年度の地域活動交付金につきましては、ここまでしか執行されなかったということで。</p> <p>大本としては3,000万円まであるのだけれども2,173万1,000円しか使わないよということです。次年度も3,000万円、その次の年も3,000万円。</p> |
| 会 長 | <p>私のほうから聞いていいですか。今回、この令和元年度と2年のところでは、若者議会からこうやって入っているわけですね。このことは、実は全国の地域自治区地域協議会を設けているほかの13の市町村と比較すると非常に珍しいことなのです。このような若者が参加することで、若者が地域でいろいろとつながっている仲間を誘って、そして申請をしてもらったりだとか、活動の分野、あるいはやり方、こういったところで従来と違う特徴が何か見受けられたりしたことがあったかどうか。この辺は先ほどの報告の中にも少し触れられていた部分もありましたけれども、改めて、若者がこういう審議会の委員になることによる地域の活動の変化というのが、何かしらかあったかどうか、それについてどうでしょうか。</p> |

| | |
|-------|---|
| 自治振興課 | <p>若者が入ったことによって、やはり大きいのは、この地域の課題というのは少子高齢化の進行であります。やはり若い人たちの意見を聞くということ、地域協議会の若者の中で課題を挙げてもらうときに、若い感覚の意見を言われるので、具対的に言うと、こういったことを考えたかどうかということに対して、今までの区長さん、副区長さん、そういった人たちが若い人たちの意見を聞くと、否定せずに受け入れるということです。いい具合に地域の中で若い人と高齢者の人が一体となって受けとめる、地域の人若くは若い人の意見を受けとめるというような形で地域協議会が今、運営されております。</p> |
| 会 長 | <p>追加で簡単で結構です。もう一つ特徴を言うと女性の割合ですが、ここ新城だけで見ると、皆さんはどう思われるかわかりませんが、これを見ると女性の割合が増えてきているのです。やはり女性の意見というものも、あるいは要望というものも実際に予算にうまく反映するような形に徐々になってきているように見受けられるかどうか、その辺はどうですか。</p> |
| 自治振興課 | <p>女性の意見は大きいです。先ほどの話ですけれども、少子高齢化の中で子育ての関係だとか、福祉、特に介護だとか高齢者とか、そういったことの担い手の大半は、男性ではなく女性になりますので、やはり女性目線の意見が出ます。そういったことはほかの委員さんも皆さん、聞いて・受け入れるというような形で地域協議会のほうは進んでいると感じております。</p> |
| 会 長 | <p>随分と割合が高いなという印象があります。相対的に見たときに女性の審議会委員の割合が高いなと、ぼくはそういう印象をもちました。</p> |
| 委 員 | <p>今の地域協議会委員の構成のところですけども、先ほど先生がおっしゃったように若者の枠が令和元年、令和2年であって、そのところが舟着と八名だけなのです。ここ、こういのは委員構成に対して門戸を広げているのか、それとも枠として、女性も含めて、決めているのか。そういう規則、規定みたいなものがあるのかどうか、そこら辺をお伺いしたいのですけれども。</p> |
| 自治振興課 | <p>地域協議会ごとに女性枠を設けている地域、そうでないところがあります。また、若者枠という枠ではなく、地域推薦枠ということで、地域の方でその中で若者を推薦するというような形でやっています。</p> |
| 会 長 | <p>それぞれの地域の若者推薦枠ということになるのですね。</p> |
| 自治振興課 | <p>若者推薦というのは、具体的にはこの10地区の中にはありません。女性枠というのはあるのですけれども。ただ地域推薦枠ということで、いろいろな人が選ばれる中で若者がこの地域に関しては選ばれるということで。ほかにもPTA枠だとか、いろいろな役で決めている地域自治区もあります。</p> |
| 委 員 | <p>それぞれの地域協議会によっていろいろなやり方があるというのはわかるのですけれども、総体としてこういう効果があるとか、女性、若者を入</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>自治振興課</p> | <p>れたほうがいいのではないかとということ、地域協議会全体のお話があってもいいのではないかなと思うのですが、そこら辺の会合みたいなものは年1回ぐらいやっていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>地域協議会のそれぞれの会長さんが集まってやる会合があります。それは、最低1回以上やることになっていまして、その中で、先ほども話がありましたけれども、舟着は会長さんが30代の若い方で、他の地域協議会の会長さんからも若い衆が入ってやっているねという感じで情報収集して、地元の地域協議会に帰って、あそこの地域協議会ではこんな若い会長さんがやっているよということ、地域協議会の人たちに報告している事例があります。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>ぜひこの委員会でも、若者、女性の参加がどういう意義や可能性をこれからもつのかということ、研究して、ぜひ提案することをしたほうがいいでしょうね。</p> |
| <p>委員</p> | <p>今回議題に挙げられたのは、冒頭に言われました地域自治制度の新しい形がないかということ、この委員会で模索していくのか、それとも今やっている実際の自治区制度の問題点を洗い出しをしながら改善をしていくような提案をしていくのか、今後のこの扱いについてこの委員会でどういう形で進めていかれるのですか。</p> |
| <p>会長</p> | <p>2つあると思うのです。まだ今のところは、現状がどうかということを紹介してもらって、その現状に則して出てきている課題などもみんなで議論をして、そしてやはり当事者である方もいますけれども、しかし、今後、委員になる予定の方もいるだろうし、地域自治区地域協議会の外にいて、新城市にとっての地域自治区はどのようなふうにあつたらいいのかということ、研究して、提案することが大事だと思いますので、まずは現状を知ると同時に、ただその現状についての問題の答えだけを追求するのではなく、それは参考にしながらも、やはり新城市にとっての地域自治区はどうあるべきかということ、踏み込んでいく。</p> <p>そのために、まずはこの新城の情報だけでなく、全国13の地域自治区はいったいどのような成果やあるいは課題を生み出しているのかということの検討も、これから短い時間の中だけでもやらなければいけないということはあるだろうと思います。その上で今後の新たな地域自治区を新城で生み出す必要があるとするならば、どういうことが課題かということ、提案するというのが大きな目標になっています。これは第1回目のときにそういう確認をしたと思うので、そういう方向ではなかったかなと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>市民自治会議ですけれども、全体を広く見ていただいて提案されることを非常に期待しております。実際にやっていると、それぞれの地区はいろいろ考えてやっているのだけれども、極めて縦割りですね。だから、細かいのが多いので、どうしても勉強するというのは、市民自治会議でそうい</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>委員</p> <p>自治振興課</p> | <p>うことをある程度やっていかないといけないと思っています。以上です。</p> <p>1つ質問があって、別紙1に書いてある配当予算額は毎年変わると思うのですけれども、その変わる基準はどういうふうに定めているのかと思います、お伺いしたいです。</p> |
| <p>委員</p> | <p>こちらに関しましては、それぞれの地域自治区の人口と面積を基準に算出しております。ですので、人口が変わることによって金額が多少変わるということでもあります。</p> |
| <p>委員</p> | <p>1つ追加で質問です。さっき資料を見ていて、差引額で予算を全部使い切っていない地域もあると思うのですけれども、そういうのを、どれぐらい使っているのかを見ずに、本当に人口と面積だけで毎年、配当予算額を考えているということですか。利用率とか関係なしに、人口と面積だけを純粹に見て、毎年変えているということですよ。</p> |
| <p>会長</p> | <p>そうですね、現行では。だからいいですよ、何か提案をこれから考えていきたいと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>私も地域協議会の委員をやっていたのですけれども、出たら老人ばかりで若い人がほとんどいないのです。この課題のコメントに書いてあるとおり、若い人からがないと書いてあるのです。その辺で委員構成を変えないと。令和元年から若者が入っていますよね。それは、そういうことを考えられてやっているのかなと思うのですが、もっと若者にどんどん入ってもらって。そうしないと新都市の将来はないのではないかという気がします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。これについては、今後、皆さんとまさに新しい地域自治区のあり方について市長に提案することが諮問として出されているので、現状を踏まえておきながらも、その現状に固定されないで、大胆に言うべきことは言う、というところはぜひやりたいと思います。</p> <p>地域自治区制度が全国で導入されたときの一つに、新潟県上越市というところがあります。ここは27ぐらいの地域自治区、32だったかな。その地域自治区地域協議会の委員を市議会議員の選挙にあわせて選挙で選ぶということをやったのです。それによって、従来の地域のお役を長年やってきた方たち以外の、例えば移住してきた方であるとか、主婦の方であるとか、若者であるとか多様な方が最初は手を挙げて、当選されて、地元の町内会長さんが落選したということもあったりして、話題性が非常にあったのです。</p> <p>ただ、こういう地域自治区地域協議会の委員になることとうまみというか、変な意味ではないですけれども、なることでどう自分自身が変わるかとか、あるいは地域が変わっていくのか。この地域協議会だけでなかなか判断できないところもあって、地域協議会の委員になって、そして予算を活用して地域づくりを進めていくことが、まちの地域全体をどういうふうにするか変えていくことにつながっていくか。やはりほかの委員会とか、ほかの住民の役をもっている方たちもこの地域協議会の活動に理解を示し</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>ていかないと、この活動だけでは地域はなかなか変わらないということが起きてしまうということがあるのです。</p> <p>ですので、負担になってしまうということが逆にあったりするので、そこらあたりも今後、検証して、新城の新しい地域自治区ということを大胆に提案していく。そこで特に若い世代の皆さんの思いを反映させていくということをしたほうが良いということですね。</p> <p>今回は現状についての概要を紹介していただくにとどめました。ただ、皆さんも地域協議会の委員を実際に今、おやりになっていたりとか、経験もあるということですので、その経験を踏まえれば、現状の課題であるとか、あるいはこうしたほうが良いというような点ももっと具体的にたくさんあると思います。そのあたりを念頭に置きながら、新城というのはどういいう地域自治区を新たにつくっていったらいいのかというところを踏み込んで調査研究をやりたいと思っていますので、このことについてまた後で提案させていただきます。具体的には、他の自治体の現状を調べていくということをしなが、ここで新城のあり方を探るということをぜひやりたいと思います。</p> <p>それでは、報告事項に戻って、あと2点ほど皆さんに報告させていただきます。</p> <p>では、若者議会中間報告会について、こちらのほうをよろしくお願ひします。</p> |
|--|---|

3 報告

(1)若者議会中間報告会について

開催日時：令和2年8月24日(月)19時から

場 所：市役所3階、4階会議室（テーマ別で分散会議）

全体報告については、Zoomで各会議室を繋いで共有

現在は、11月6日(金)の答申に向けて再検討中

(2)豊橋市わかば議会について

開催日時：令和2年7月30日(木)

場 所：豊橋市議会議場

議 員：中学卒業以降25歳以下 20名 応募52名選考

内 容：新城市と同じく1,000万円までの予算

政策を立案する

新城市と同じくメンター職員を配置してサポートする。

11月の政策提案に向けて、今、議員活動が行われている。

| | |
|------|---|
| ○委員 | 新城の若者議会と豊橋の若葉議会とのコミュニケーションというのは、そういうものは予定されているのですか。 |
| ○事務局 | まだ出来たばかりで、議員さん同士の交流はまだしていません。事務局同士の情報交換までにとどまっています。 |

4 その他

次回の日程

11月9日（月曜日）18時30分から

閉会